

熊本県森林吸収量認証制度

第1 制度概要

1 目的

熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく補完的手段やカーボン・オフセットの取り組みとして森林整備・保全へ民間資金を環流させるため、企業・法人等が整備保全した森林に係る二酸化炭素吸収量を認証する熊本県森林吸収量認証制度を創設し、企業等の参加による森づくりを推進する。

また、「2050年県内のCO2排出実質ゼロ」の実現を目指すため、森林整備活動を行う森林ボランティア団体も交付対象とし、森林整備活動等によるCO2排出削減の意識の醸成を図り、森づくりをとおしたCO2削減の機運を高める。

[背景]

- ・森林・林業を取り巻く厳しい情勢
- ・企業のCSR活動の増加、地球温暖化対策や環境問題への取組に対する意識の高まり
- ・熊本県地球温暖化の防止に関する条例の施行（H22.4.1）
- ・「2050年県内CO2排出実質ゼロ」宣言（R元.12.4 11月熊本県議会知事答弁）

【森づくり活動】

企業・法人等との協働の森づくり指針 (熊本県)

目的：企業のCSR活動の支援による森林整備・保全の推進

- ・森林整備活動
- ・資金提供

森林所有者

企業・法人等

協定

森林整備活動

同意

同意

森林整備活動

- ・補助事業等の活用及び自力による森づくり
- ・学校林や森林公園を活用した森づくり

認証申請

審査・認証

【森林吸収量認証】

森林吸収量認証制度実施要綱 (熊本県)

目的：・企業の地球温暖化対策の取組み支援による森林整備・保全の推進。
・森林整備活動等によるCO2排出削減の意識の醸成

[対象者]

1. 協定を締結後に森林を整備した、若しくは森林整備の資金を提供した企業等
※企業等の協働の森づくり制度によらずに森林整備協定を締結した企業も対象。
2. 森林ボランティア団体については森林所有者との同意に基づく

[対象森林・活動]

協定森林における間伐、下刈り、植栽等

[認証]

企業・法人等及び森林ボランティア団体の申請に基づく審査のうえ、二酸化炭素吸収量を認証し、認証書を交付。

認証申請

審査・認証

熊本県

企業等の参加促進による森林整備・保全の推進

森林ボランティア団体の森林整備活動等によるCO2排出削減の意識の醸成

2 認 証

次の要件を満たす企業等が県に申請した場合、審査や調査のうえ県が二酸化炭素吸収量の認証書を発行する。(発行手数料は無料)

[要件]

- (1) 企業等と森林所有者等との間で、熊本県内の森林の整備に関する協定を締結していること。
ただし、森林ボランティア団体の場合は、森林所有者等の同意でも可。
- (2) 森林の整備(植栽、下刈、間伐等)を行った面積が0.1ヘクタール以上であること。
- (3) 森林整備について企業等が費用を負担するか、自社の社員等で実行すること。
- (4) (1)の協定書に森林経営の継続性を担保する条項が記載されているほか、申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変などが行われる予定がないこと。

※森林吸収量の算定は、森林整備を実施した樹種・林齢・面積により算出

3 企業・法人等における認証書の活用

協定に基づく森林整備活動を実施した場合、認証書は、条例の規定する地球温暖化対策計画書制度における温室効果ガスの排出抑制に係る目標を達成する手段として使用することができる。

また、企業等のCSR(社会貢献活動)やカーボン・オフセットの取組みにも活用できる。